

# 年金記録の訂正手続についてのお知らせ

総務省の年金記録の「確認申立て」は、平成27年2月末で受付を終了します。平成27年3月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続がスタートします。



※受付は、これまでと同様、お近くの年金事務所です。

## <年金記録の確認申立てをされる方へのお願い>

平成27年2月末までに総務省へ年金記録の確認申立てを行う際は、お手数ですが、新しい手続の「事前申込書」の提出もお願いします。

「事前申込書」を提出していただくと、平成27年4月以降も調査審議が必要な事案について、書類の再提出の必要がなく、厚生労働省の新たな訂正手続に切り替えられます。

## <年金記録の新たな訂正手続の開始スケジュール>

平成27年	2月末	総務省「年金記録に係る確認申立書」の受付終了
	3月～	厚生労働省「訂正請求書」の受付開始
	3月末	総務省 年金記録についての調査審議の終了
	4月～	厚生労働省 年金記録についての調査審議の開始

# 厚生労働省による年金記録の訂正手続の概要

①ご自身の国民年金・厚生年金の記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正の請求をすることができます。

請求は平成27年3月以降も、これまでと同様、お近くの年金事務所で行えます。

②皆さまからの請求に対しては、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）が中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行います。

※地方厚生局に設置される地方審議会で審議を行います。



## <訂正を請求することができる主な事例>

- ◆ A社で働いていた期間について、退職日より前に厚生年金の資格を喪失した記録になっているのは誤りなので、訂正してほしい。
- ◆ B社から支払われた賞与のうち、〇年〇月〇日に支払われた記録がないので、訂正してほしい。
- ◆ 〇年〇月から△年△月までの国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したはずなので、訂正してほしい。

## 年金記録の新たな訂正手続の流れ

